

2010.12.22 平成 22 年第 4 回定例会（第 4 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） ただいまより本日の会議を開きます。

日程第 1、委員会の審査報告を行います。

5 番（吉田忠雄君）（登壇） 総務委員会の審査報告を申し上げます。

去る 12 月 15 日の本会議におきまして、総務委員会に付託を受けました公の施設の指定管理者の指定 1 件、条例等の一部改正 1 件の計 2 件の議案につきまして、17 日、委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重審議を行いました。

以下、その審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 53 号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、14カ所の指定管理者の指定が行われたが、選定の経緯及び応募の企業について聞きたい。

学童保育所の指定管理の協定締結に当たって、夏休みの時間延長はできるのか。また、時間延長に当たっては、条例等の改正が必要と考えるがどうか。

図書館を指定管理した場合のメリット、デメリットは何か。

図書館を指定管理することにより、図書の購入にかけられる費用は増えるのか。

今回、図書館の指定管理者の応募に体育協会の申し込みがあったが、どのような基準で公募しているのか。

施設によっては、その団体が指定管理者になじむかなじまないかが基準になると思うがどうか。

指定管理にかかる費用は前回より低価格で協定できるのか。

図書館の指定管理者には民間の新しい感覚を期待するが、図書の貸出業務以外の施設の利用方法についてはどのように考えているのか。

図書館の指定管理者の応募資格については、桜井市独自でつくっているのか、内容等について聞きたいといった意見がありました。

これらに対し、指定管理者の指定は公募により行い、図書館以外は応募者がすべて 1 社であったため、選考委員会で審議精査し決定した。図書館については 2 社の応募があり、選考委員会で所定の審査により選考した。

学童保育所の夏休みの時間延長については、指定管理者と前向きに検討しており、条例等の改正が必要であれば、その方向で考えたい。

図書館を指定管理することのメリットは、専門業者のノウハウによる図書館の活性化が図られることであり、デメリットは、指定期間が 3 年間ということで、業務等を培っても短期間で変わる心配である。

新書の購入費用については、現行予算の中で考えている。

図書館の指定管理者に体育協会がなじむのかということについては、募集要綱に基づいて申請しており、現段階では書類上不備がなければ受理し、選考委員会で決定する手続に

なっている。

指定管理者との協定価格については、予算段階でのカットや企業努力による圧縮等によりコストダウンを図っている。

図書館の施設の利用方法については、指定管理者において桜井市の特徴を生かし、施設の有効利用という観点から事業展開がされると考えている。事業内容については、協定の締結時に検討していきたい。

図書館の応募については、他の指定管理者と同様に、市において募集要項や仕様書を策定し、その中で応募資格及び欠格条件等を明記しており、要件を満たしておれば応募できるとのことでありました。

本案につきましては、いずれも全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国においては労働者に対し労働三権を与える話が出ているが、現在は与えられていない。今回、一般職の職員の給与が引き下げられるが、かつてのような労働争議を認めるような動きはあるのかといった意見がありました。

これに対し、労働三権を与えるかどうかについては、さまざまな意見があるが、自治体の給与を国に準じるのをやめ、労働三権を与え個々で決める動きはあるが、具体化していないのが現状であるとのことでありました。

本案につきましては、いずれも全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託を受けました2議案につきまして、審査の概要と結果について申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査報告といたします。

○議長（札辻輝巳君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑は、関係議案を議題としたときに行います。

---